

(生活保護又は非課税世帯の保護者対象)

高校生等奨学給付金(私立)

令和6年度 通常給付 (県外校)

返済は不要です

制度の概要

三重県では、保護者等が負担すべき授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、私立高等学校等に
通う高校生等のいる低所得世帯に対し、返済不要の「高校生等奨学給付金」を給付します。

対象となる世帯

令和6年7月1日現在で次の要件をすべて満たす世帯

- ・ **高等学校等就学支援金**(高等学校等の授業料に対する支援)の支給を受ける資格を有する高校生等がいる世帯(特別支援学校高等部の生徒、児童入所施設入所中の生徒等を除く。)
- ・ **保護者等が三重県内に居住している世帯**(保護者等のいずれかが海外に居住している場合は除く。)
- ・ **保護者等が生活保護を受給しているか、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯**(均等割に課税額があっても所得割が0円の場合は対象になります。)

申請方法

上記の要件をすべて満たす世帯は、下記ホームページからダウンロードするか、各学校で申請書類を受け取り、記入の上、各証明書類等とともに三重県私学課に提出してください。

様式等は三重県私学課 HP (<https://www.pref.mie.lg.jp/common/04/ci600005830.htm>) をご確認ください。

提出期限

令和6年9月30日(月)必着

申請期限を過ぎての申請は、理由を問わず一切受付できなくなるので、余裕をもって申請してください。

申請書類提出先

- ・ 県外の学校 三重県私学課へ申請者の方が直接下記住所へ郵送してください。
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県環境生活部私学課 奨学給付金担当

給付額等

給付額は、世帯の状況により変わります。(下記表参照)

世帯種別		給付額	
生業扶助受給世帯 (生活保護世帯)	全日・定時・通信制	52,600円	
非課税世帯 生業扶助受給世帯を除く	全日制定時制	第1子	142,600円
		第2子以降	152,000円
	通信制	52,100円	
	専攻科	52,100円	

第2子以降とは15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合

奨学給付金の受取りについて

- ・奨学給付金は、県から直接ご指定の口座に振り込みます。(ただし学校に受領を委任した場合は、学校へ直接振り込みます)
- ・通常給付は8月から2月の間に振り込む予定です。
- ・振込日については給付決定通知と一緒にお知らせします。通知が届くまでお待ちください。
給付決定通知が届く前に県へ振込日のお問い合わせをいただいても、お答えできませんのでご了承ください。

お問い合わせ先

三重県環境生活部私学課奨学給付金担当

TEL 059-224-2161 受付時間 平日 9:00～12:00 13:00～17:00

県立高等学校等に在籍する生徒の場合は三重県教育委員会事務局教育財務課奨学給付金担当
電話 059-224-2827 へお問い合わせください。